

「高崎市総合福祉センター 機能回復・水浴訓練室」利用規約

第1条 目的

高崎市総合福祉センターの指定管理業務である機能回復訓練・水浴訓練室事業（以下、当訓練室）は、高崎市在住の身体障害のある方に対して、運動的な支援を行い、自立したより良い日常生活の獲得を目指すための施設です。

第2条 機能回復訓練及び水浴訓練

機能回復訓練はお客様と担当スタッフの個別訓練です。訓練内容は面接でお聞きした内容を基に当日の訓練内のお客様と相談しながら決めていきます。完全予約制となっており、週1回40分利用できます。

水浴訓練は、お客様最大5名の集団訓練です。訓練内容は面接でお聞きした内容を基にお客様と相談しながら決めていきます。毎週火曜・木曜のどちらか週1回45分利用できます。また、水浴訓練については訓練開始時刻の10分前までに体温・血圧・脈拍の測定を終え、5分前までにプールサイドにお越しください。プールサイドには訓練の15分前からお入りいただけます。

水浴訓練では安全衛生管理上以下のケースでの場合、ご利用できません。

出血が認められる傷がある場合

失禁や尿漏れの可能性のある場合

集団訓練であるため、他の方と同じペースで訓練を行うことが難しい場合

自分で着替えることが難しい場合（但し、介助者を伴って着替えができる場合には利用できます。）

機能回復訓練と水浴訓練は同時にお申込みいただけます。

第3条 利用条件

1. 身体障害者手帳をお持ちの方
2. 高崎市在住の方（現住所が高崎市内であること）
3. 医療保険下でのリハビリを行っていない方
4. 診療情報提供書による医師の運動許可を得られる方
5. 以上の条件を満たした上で、当訓練室で受け入れ可能と判断できた場合

※その他心臓や脳に関わる疾患、症状があった場合には必ずお申し出いただきます。

また、お客様の安全のため以下の疾患の受傷があった場合、以下に記載した期間が経過したのち訓練を申し込むことができます。

- ・脳血管疾患等の場合、受傷日より6ヶ月

例) 脳梗塞・脳血栓・脳出血・くも膜下出血・脊髄疾患・その他脳に関わる疾患

- ・運動器疾患等の場合、受傷日より5ヶ月

例) 骨粗鬆症・変形性関節疾患・脊柱管狭窄症・関節リウマチ・骨折・その他整形外科に関わる疾患

- ・心大血管疾患等の場合、受傷日より5ヶ月

例) 異常心電図・不整脈・動脈硬化・心筋梗塞・狭心症・その他心臓に関わる疾患

- ・呼吸器疾患等の場合、受傷日より3ヶ月

例) ぜんそく・肺気腫・その他呼吸器に関わる疾患

- ・その他疾患の場合、受傷日より4ヶ月（要相談）

以降のお申し込みとなります。

また、当訓練室においてお客様の安全管理が難しいと判断された場合はご利用いただけないことがあります。運動に注意を要する大きなケガ・病気等（再発含む）がある場合は必ずお申し出ください。お客様の身体の状態によっては利用をお断りすることがあります。

6. 以上の5つの条件を満たし、利用規約に同意いただける方。

第4条 利用までの流れ

利用に際しては必ず事前にお問い合わせください。利用条件等を確認させていただいたうえで、詳細説明、受付をいたします。

1. 受付

お電話にてお問い合わせの際、お名前、電話番号、身体障害者手帳の内容についてお伺いします。利用条件を満たしていれば、利用説明会の予約をしていただきます。

2. 利用説明会

予約した日時に当訓練室へ来館いただき、事業の概要、規約、施設の利用について当センタースタッフより説明させていただきます。また、身体状況など簡単な内容をお伺いします。その後、診療情報提供書・利用申請書をお渡しします。

3. かかりつけの医師による診療情報提供書の作成と利用申請書の作成

当訓練室には医師、看護師がいいため、身体状況による訓練の可否が判断できません。利用に際しては、かかりつけの医師によるお客様の利用の可否を判断する「診療情報提供書」が必要となります。「診療情報提供書」はお客様の身体状況や運動指示や禁忌事項などの情報を記入していただきます。複数の疾患がある場合には、疾患に応じた枚数の診療情報提供書を作成する必要があります。

利用申請書はご自身もしくは介助者により記入し、作成します。※「利用日時」欄はセンタースタッフが記入します。

尚、「診療情報提供書」の有効期限は訓練開始日より1年間としていますが、新たな疾病、怪我、身体状況の変化が生じた場合はお取り直しいただきます。

「診療情報提供書」、「利用申請書」が完成次第、面接のご予約ができます。医師からの「診療情報提供書」を取得し、「利用申請書」の記入が終わり次第、当訓練室にご連絡ください。もし、何らかの理由により遅れる場合は、必ずご一報ください。

4. 面接

診療情報提供書が手元に届き次第、面接の予約をしてください。「診療情報提供書」、「利用申請書」を提出いただき、当訓練室スタッフが内容を確認し、当訓練室の利用可否を総合的に判断させていただきます。お客様の安全のため、状況によってはご利用をお断りする場合があります。

5. 同意書

利用可能と判断させていただいた方には、利用についての同意書に署名していただきます。

6. 訓練日程と目標の設定

ご利用可能な曜日と時間、期間での訓練目標を担当スタッフと相談し、決定します。

7. 訓練開始

計画に沿って、訓練開始になります。

第5条 概要について

訓練期間は利用開始から3ヶ月（週1回の利用で全12回）です。尚、利用期間終了後、1ヶ月の期間を空けた後、再度面接を行い利用することもできます。利用料は無料です。送迎サービスはありません。

- ・利用開始より1年間を登録期間とさせていただき、その期間内での利用申し込みでは説明会の参加は必要ありません。
- ・連絡なく連続で4回お休みする場合は訓練終了となります。
- ・お客様のご都合（用事・体調不良等）で訓練を欠席する場合、延長・振替は行えません。
- ・スタッフまたは高崎市総合福祉センターの都合で訓練をお休みする場合、休みの回数だけ訓練は延長となります。

第6条 利用当日の流れ

1. 受付

ご利用いただく際に毎回、受付にて座った状態で体温・血圧・脈拍の測定を行います。その際、以下の場合は安全管理の面から当日の利用を中止とさせていただきます。なお、体温・血圧・脈拍の測定は訓練開始時刻の30分前から測定してください。

安静時体温 37.0℃以上

安静時血圧 140/90mmhg 以上

安静時脈拍 90/分以上

※但し、診療情報提供書にかかりつけの医師による基準値の記載がある場合にはそちらを優先します。

訓練当日にめまい、冷や汗、嘔気がある

訓練直前に動悸、息切れ、胸痛がある

水浴訓練利用時に、出血がある

その他、担当スタッフが訓練を行うべきではないと判断した場合

2. 訓練

受付を済ませ、訓練が可能な状態か確認します。

訓練可能と確認でき、開始時間となりましたら訓練開始となります。

※尚、訓練開始時間までは待合スペースでお待ちいただきます。

第7条 利用者心得

- ・当センターの事業に参加することを必ず医師に伝え、運動許可を得てください。
- ・睡眠不足、体調不良、怪我の時は無理せず、訓練はお休みしてください。
- ・訓練中、体調が悪くされた際には速やかに担当スタッフにお知らせください。
- ・担当スタッフおよび当訓練室への贈り物、お心付けは固くお断りいたします。
- ・セクハラ行為、暴力行為、暴言等を行わないようにしてください。
- ・所持品の管理は自ら責任を持って行ってください。
- ・訓練を何らかの理由でお休み・終了される時はご一報ください。
- ・原則、飲食物の持ち込みは禁止ですが蓋のできる飲料のみお持ち込みいただけます。

第8条 訓練の中止

訓練実施中に体調が悪くなったり、怪我をした際は必ずお申し出ください。担当スタッフが訓練を行えないと判断した場合は、時間中でも訓練を中止させていただくことがあります。また、第7条利用者心得に反する行為があった場合も訓練を中止することがあります。

訓練期間中でも症状の変化などありましたらお申し出ください。担当スタッフが、継続が難しいと判断した場合は期間途中でも訓練を中止し終了させていただくことがあります。

第9条 個人情報について

お客様に関する個人情報は当訓練室で責任を持って管理し、他の目的で使用しないことを厳守いたします。業務上知り得たお客様又はその家族等に関する情報を理由なく第三者に漏らすことのないようにいたします。また、この事項は利用期間終了後も同様の取り扱いといたします。ご利用いただいたお客様についての情報は原則5年間保存いたします。

第10条 免責事項

- ・当訓練室はお客様の安全管理には十分な配慮を致しますが、基本的にお客様の自己責任でのご利用となります。
- ・負傷、急性疾患等が起こった際には当訓練室で「緊急対応マニュアル」に沿った対応を行いますが、いかなる賠償責任も負いかねます。
- ・貴重品や金銭の紛失・盗難等の責任は負いかねます。
- ・災害等による損害の保障は当訓練室では責任は持てないものといたします。

第11条 禁止事項

- ・アルコールを摂取した状態での訓練は行えません。
- ・物品販売や営業行為、宗教または政治活動等の勧誘は禁止といたします。
- ・施設、器具、備品等の損壊や備え付け品の持ち出しは禁止といたします。

第12条 緊急時対応について

訓練中に体調不良やケガが発生した場合は当訓練室の「緊急対応マニュアル」により対応させていただきます。

第13条 規約の変更について

必要に応じて規約を変更することがあります。規約の変更があった際には速やかにお客様にご説明ご報告します。

第14条 その他

- ・利用中に施設の見学が入ることもありますが、ご協力お願いいたします。
- ・天災、事故、設備異常、その他諸事情によりお休みさせていただく場合があります。
- ・全館の利用状況により駐車場が満車となることがあります。
- ・他のお客様及びスタッフに関する個人情報は本人の許可なくお教えすることはできません。

作成 平成28年5月15日

改訂 平成29年3月1日

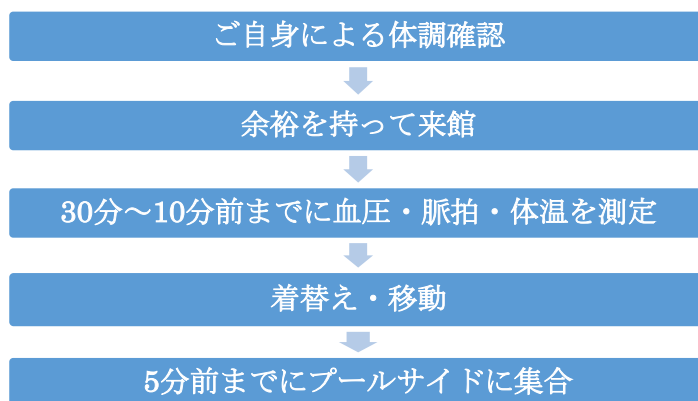
平成30年6月1日

水浴訓練の規約について

日頃より高崎市総合福祉センター水浴訓練室をご利用いただき誠にありがとうございます。

2017年3月1日より「高崎市総合福祉センター 機能回復・水浴訓練室」利用規約の一部が変更となりました。それに伴い水浴訓練室ではお客様に、より安全に訓練を行っていただくため利用方法の変更をさせていただきます。

☆水浴訓練は皆様がお揃いの上で開始する集団訓練であること、また非日常環境下で行う為、より安全管理に注意が必要となることから、以下の流れに沿ってご利用ください。



☆10分前までに血圧・脈拍・体温の測定が終わらない場合、
5分前より遅れてプールサイドに到着した場合はご利用いただけません。

以上の点、ご理解のほどよろしくお願い致します。

2017年6月1日
高崎市総合福祉センター 機能回復・水浴訓練室